

平成31年4月20日

地区訪問資料

1. 地区コミッショナーの任務

- (1) 地区コミッショナーは、地区における本運動と県連盟の規定に従い展開するように努めるとともに、地区内の指導者に対して助言及び指導を行う。
- (2) 地区コミッショナーは、地区委員会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で地区を代表する。
- (3) 地区コミッショナーは、地区副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対して助言及び指導を行う。
- (4) 地区コミッショナーは、地区内のコミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。

(日本連盟教育規程 5-8)

2. 指導者の任務

(1) 団委員長

団委員長の任務は、次のとおりとする。

- ・ 団委員会の主宰者となること。
- ・ 団構成の標準を維持し、各隊の育成に努めること。
- ・ 団内各隊を統括し、その活動に協力すること。

- ② 団委員長は、各隊の運営や指導については隊長に責任をゆだねる。

(日本連盟教育規程 3-12)

(2) ビーバースカウト隊長

隊長は、隊内指導者の協力を得て、隊活動全般を指導する責任を有する。

- ② 隊長は次の事項について各指導者にこれを分担させる場合においても、その責任を負わなければならない。

- (1) プログラム会議の開催と隊プログラムの作成
- (2) 保護者との連絡及び家庭内プログラムについての協力
- (3) 隊の集会と行事の主宰
- (4) **補助者の指導**

- ③ 隊長は、**副長の養成**と指導に努めなければならない。

- ④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命じられた任務を行う。

(日本連盟教育規程 3-10)

(3) カブスカウト隊長

隊長は、隊内指導者の協力を得て、隊活動全般を指導する責任を有する。

② 隊長は次の事項について各指導者にこれを分担させる場合においても、その責任を負わなければならない。

(1) プログラム会議の開催と隊プログラムの作成

(2) 保護者との連絡及び家庭内プログラムについての協力

(3) 隊の集会と行事の主宰

(4) **デンリーダー、デンコーチ**の指導

③ 隊長は、**副長及び副長補の養成**と指導に努めなければならない。

④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命じられた任務を行う。

(日本連盟教育規程 3-33)

(4) ボーイスカウト隊長

隊長は、隊内指導者の協力を得て、隊活動全般を指導する責任を有する。

② 隊長は、隊内の訓練及び運営に関する事項は、**可能な限り班長会議にゆだね、その任務を遂行させるために班長を訓練する。**

③ 隊長は、**副長及び副長補の養成**と指導に努めなければならない。

④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命じられた任務を行う。

(日本連盟教育規程 3-54)

(5) ベンチャースカウト隊長

隊長は、**副長**の協力を得て、隊活動全般を指導する責任を有する。

② 隊長は、隊内の訓練及び運営に関する事項は、**隊運営会議にゆだねるとともに、その任務を遂行させるために議長と隊運営スタッフ及び必要に応じて活動チームのチーフとマネージャーの訓練と援助を行う。**

③ 隊長は、**副長の養成**と指導に努めなければならない。

④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命じられた任務を行う。

(日本連盟教育規程 3-70)

(6) ローバースカウト隊長

隊長は、**副長**の協力を得て、隊活動全般を指導する責任を有する。

③ 隊長は、**副長の養成**と指導に努めなければならない。

④ 副長は、隊長を補佐し、隊長より分掌を命じられた任務を行う。

(日本連盟教育規程 3-79)

(7) 各隊共通

隊長及び副長は、その任務を十分に果たすため、各種の指導者訓練、研究会等に積極的に参加するように努めなければならない。

(日本連盟教育規程 3-20、3-34、3-55、3-71、3-80)

3. 2019 年度日本連盟コミッショナーの方針から

(1) 基本方針

ボーイスカウト運動は、「ちかい」と「おきて」の実践を基盤とし、ベーデン-パウエルの提唱する班制教育と各種の進歩制度と野外活動を、幼年期より青年期にわたる各年齢層に適応するようにビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト、ベンチャースカウト及びローバースカウトに区分し、成人指導者の協力によってそれぞれに即し、かつ、一貫したプログラムに基づいて教育することを基本方針とする。

(日本連盟教育規程 1-4)

4. 2019 年度県連盟コミッショナー方針から

(1) スカウト活動活性化支援を行う。

ちかいとおきての実践を基盤にした「班制教育、進歩制度、野外活動」を実施し、スカウトの成長を図る。

- ① そのために、日本連盟教育規程 7-14 (BVS 活動の実施)、7-18 (CS 活動の実施)、7-24 (BS 活動の実施)、7-28 (VS 活動の実施) に示された活動を指標にする。
- ② CS および BS については、班制教育を実施できるよう、1 班（組）程度の隊は、プログラムプロセスに基づいた合同隊での活動を実施する。
- ③ VS については、BS が 1 班程度の隊は、ベンチャースカウトが隊付および上級班長として任務を果たせるよう支援する。また、地区ベンチャースカウト隊もしくは、複数地区ベンチャースカウト隊を結成し、ベンチャースカウト活動ができるよう支援する。
- ④ 但し、進歩については、隊長が責任をもってスカウトへの支援を行う。

5. 各部門における活動の実施（おさらい）

(1) ビーバースカウト

ビーバースカウト隊の活動は、スカウトの興味と保護者の要望を取り入れた活動の目標に沿って、スカウトの自らの体験を通して行われる。

- ① 活動は、隊集会を中心に、スカウトがみんなと仲良く遊ぶことによって行われる。
- ② 隊の運営に当たっては、年間計画会議、プログラム会議、隊指導者集会、隊集会、保護者会等を実施する。
- ③ 隊指導者は、保護者の協力を得て、スカウトの活動を支援し、1 人ひとりのスカウトの成長を図る。

(日本連盟教育規程 7-14)

(2) カブスカウト

カブスカウト隊の活動は、スカウトの要望を取り入れた活動の目標に沿って、スカウト自らの体験を通して行われる。

- ② 活動は、隊集会を中心に、スカウトの仲間の中で自分のよさを発揮することによって行われる。
- ③ 隊の運営に当たっては、年間計画会議、プログラム委員会、隊指導者集会、デンコーチ集会、組長集会、組集会、隊集会保護者会等を実施する。
- ④ 隊指導者は、保護者の協力を得て、スカウトの活動を支援し、1人ひとりのスカウトの成長を図る。

(日本連盟教育規程 7-18)

(3) ボーイスカウト

ボーイスカウト隊の活動は、スカウト自らが目標を定め、体験を積み重ねる活動を、隊指導者の助言と指導の下に行われる。

- ② 活動は、班長を中心に班員が役割を分担する自治の仲間による班活動と、班が集まりスカウトが参加する隊活動によって行われる。
- ③ 班の運営に当たっては、班長が座長となる班会議において、また隊の運営に当たっては、上級班長が座長となる班長会議によって実施する。
- ④ 隊指導者は、班長会議における指導はもとより、あらゆる機会を通じて指導及び支援し、1人ひとりのスカウトの成長を図る。

(日本連盟教育規程 7-24)

(4) ベンチャースカウト

ベンチャースカウト隊の活動は、スカウト自らが考え行動することを基調とし、参加するスカウト1人ひとりの人格が高められ、社会に役立つ青年へと成長するように隊指導者の支援の下に行われる。

- ② 活動は、定例で開催する隊集会と、活動チームによるベンチャープロジェクトによって行われる。
- ③ 隊の運営に当たっては、スカウト全員による隊会議と、隊運営スタッフによる隊運営会議によって実施する。
- ④ 隊指導者は、会議においてはアドバイザーとして参席するとともに、必要に応じて助言し、指導に当たる。

(日本連盟教育規程 7-28)

以 上